

# 人口減少危機対策調査・分析業務委託仕様書

## 1 業務名

人口減少危機対策調査・分析業務委託

## 2 業務の目的

「人口減少」は本県のみならず我が国の社会経済全般に関わる問題であり、極めて重要かつ喫緊の問題である。本県では、令和5年6月9日に「人口減少危機突破宣言」を、同7月27日に「やまなし人口減少危機突破共同宣言」を実施し、この危機的状況を産学官民連携のまさに「オールやまなし」で克服・突破すべく、出生率回復に向けた抜本的・集中的取り組みを開始した。

本調査は、県内に所在する企業等が取り組む「子育て支援」や「働き方改革」等の従前からの各種少子化対策が、出生率に与える影響や有効性を検証・分析するとともに、「人口減少」に危機感を持ち若者世代の働き方を見直す機運を醸成し、少子化の流れを変える契機とする重要な調査と位置づけ、有効な施策を弛まず追加・展開していくための基礎資料とするものとする。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和6年6月28日（金）まで

## 4 業務内容

受託者は、「2 業務の目的」を達成するため、県内企業及び労働者それぞれを対象とした働き方改革・雇用改革、子育て支援施策等に関する実態やニーズについて訪問調査等を実施する。具体的には、調査項目の検討、調査票の作成、発送・配付、回収、調査結果の集計、分析、報告書の作成を行う。

### (1) 県内企業への調査

#### ①調査対象

- ・山梨県内に本社又は事業所のある、正規従業員数50名以上の法人約500社を対象とする。
- ・有効回答数は回答率80%もしくは400社以上とし、産業別・職種別・企業規模別などの属性を合わせたクロス集計及び十分な分析を行うために必要となる数を確保すること。

#### ②調査方法

- ・対象企業への訪問による調査票の配付を原則とし、回答は訪問による回収、郵送またはWebによること。
- ・受託者はWeb回答フォームを作成すること。

#### ③調査期間

令和6年3月～令和6年5月

#### ④調査内容及び集計方法

次の事項について調査を実施し、産業別・職種別・企業規模別などの属性を合わせたクロス集計により集計・分析を行うこと。

- ・企業概要
- ・従業員数等に関する事項
- ・働き方改革等に係る企業の考え方に関する事項
- ・時間短縮制度に関する事項
- ・テレワークに関する事項
- ・育児休業制度の関する事項
- ・出産後の就業継続に関する事項
- ・その他、企画提案した事項に加え、「2 業務の目的」を達成するために県が必要と考える事項

⑤企業が将来的な働き方改革等に意欲・関心を持って調査に協力できるよう、創意・工夫をすること。

### (2) 県内労働者（個人）への調査

#### ①調査対象

- ・山梨県内に本社又は事業所が所在し、正規従業員数50名以上の法人に勤務する従業員1,500人を対象とする。
- ・有効回答数は1,200人以上とし、産業別、年代別、性別、正規雇用・非正規雇用などの属性を合わせたクロス集計及び十分な分析を行うに必要となる数を確保すること。

#### ②調査方法

- ・調査対象者が勤務する法人に訪問また郵送により調査票を配付し、回答は訪問による回収、郵送またはWebによること。
- ・受託者はWeb回答フォームを作成すること。

#### ③調査期間

令和6年3月～令和6年5月

#### ④調査内容及び集計方法

次の事項について調査を実施し、産業別・職種別・企業規模別などの属性を合わせたクロス集計等により集計・分析を行うこと。

- ・労働者本人（生活・家庭・職業面）に関する事項
- ・勤め先の働き方改革への取り組みに関する事項
- ・仕事と生活の両立に関する事項
- ・仕事と子育ての両立に関する事項
- ・パートナーに関する事項
- ・その他、企画提案した事項に加え、「2 業務の目的」を達成するために県が必要と考える事項

⑤労働者が将来的な働き方改革に関心を持って調査に協力できるよう、創意・工夫をすること。

(3) 要因分析及び施策提案

産業別、年代別、性別、正規雇用・非正規雇用などの属性を合わせたクロス集計等による分析を行うこと。

(4) その他

①調査項目については、事前に県の担当者等と打合せを実施し決定すること。

②本業務の遂行に際して、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、必要な都度、県の担当者等との打ち合わせを実施すること。

## 5 成果品

(1) 業務完了報告

**【提出物】**

①報告書 5部（A4判、縦型、横書き、A3判の折り込み可、カラー）

②報告書概要版

③その他（打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）5部

④電子データ 1式（報告書、報告書概要版、本業務で収集・作成したデータ一式）

**【納期】** 令和6年6月28日（金）

## 6 業務上の留意事項

(1) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、本業務の一部を再委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

(2) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である山梨県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。

(3) 本業務の実施で得られた成果、情報等の所有権や著作権は山梨県に帰属する。

(4) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

(5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

(6) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。

(7) 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象とな

る場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

- (8) 事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合や業務執行上やむを得ない事情が発生した場合など、当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、山梨県と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第50号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。